

1 3 福祉指導課

※平成28年4月から健康福祉課に統合されます。

(1) 社会福祉法人の許認可等に関する業務

① 概要

社会福祉法人は、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、その設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出の受理などの事務については、厚生労働省又は地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市）が行うこととされています。

地方厚生局が所管する法人は、二以上の都道府県で事業を行う法人であって、特定の要件（※）以外の法人が対象となり、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局が所轄庁となります。

※特定の要件

- ア 全国組織（中央組織）として設立され全国を単位として事業を行う法人
- イ 地域を限定することなく助成事業、相談事業を行う法人
- ウ 個別の法令等を根拠として指定された法人
- エ 上記に類する事業を行う法人

なお、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、平成28年4月から認認可等の事務権限が地方厚生局から都道府県に移管されます。

② 実績（平成27年度）

所管する法人数 61 法人（平成28年3月末現在）

- ・定款変更の認可 …………… 35 件
- ・定款変更の届出 …………… 15 件
- ・財産処分の承認 …………… 5 件

(2) 社会福祉法人に対する指導監査

① 概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき所轄庁が実施するものです。指導監査の対象は、中国四国厚生局が所管する社会福祉法人へ出向き実地に指導を行っています。

なお、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、平成28年4月から認認可等の事務権限が地方厚生局から都道府県に移管されます。

② 実績（平成27年度）

ア 実施状況

（ア）老人福祉に関する社会福祉法人

対象法人43法人のうち、2法人に対し実施しました。

（イ）老人福祉以外に関する社会福祉法人

対象法人18法人のうち、5法人に対し実施しました。

イ 主な指摘事項

主な指摘事項は、次のとおりです。

【組織運営】

・役員（監事・評議員）が、他の役員とその親族その他の特殊の関係にあり、また規定の人数を超えて選任されている	3件
・借入金について、理事会の議決を経ていない	2件
・評議員会において、書面を提出した評議員が出席したものとして取り扱っていた	2件
・評議員に地域の代表がない	2件

【管理】

・寄付金品の受け入れにおいて、寄付申込書を法人において作成し、領収書の発行がされていない	1件
・情報開示について、インターネットを活用し公表しなければならない現況報告書が、公表されていない	1件

（3）障害者自立支援業務に関する指導

① 概要

障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、障害者総合支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものです。

指導監査の対象は、中国四国厚生局管内の県、政令指定都市、中核市であり、県市へ出向き実地に指導を行っています。

② 実績（平成27年度）

対象県9県のうち、4県及び同県内の4市において実施しました。

（4）事務権限の移譲について

介護保険の保険者、介護保険施設等に対する指導、介護サービス事業者の届出等に関する業務は、「介護保険法第197条第3項」の新設により、また、介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督等は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）

（第4次一括法）に基づき、事務権限が地方厚生局から都道府県に移管されました（平成27年4月1日施行）。